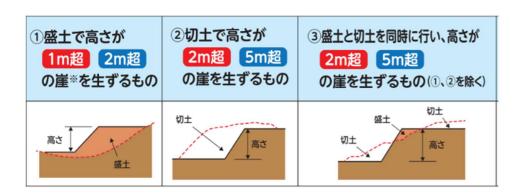
盛土規制法の規制区域指定前から 行っている工事は届出が必要です

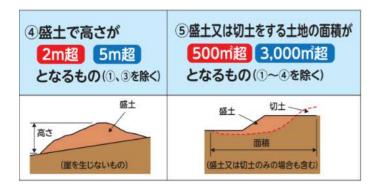
盛土規制法の規制区域指定(令和7年4月の予定)前に着手し、規制区域指定後も以下の盛土等を行う場合については、工事主は、その指定があった日から21日以内に盛土規制法第21条第1項または第40条第1項に基づき、当該工事について高知市長に届出を行う必要があります。

なお,規制区域指定日前に都市計画法第 29 条の開発許可を受けて工事に着手した場合(旧宅地造成区域内において,規制区域指定前に許可を受けたものを除く)で以下の盛土等を行う場合も届出を行う必要がありますのでご注意下さい。

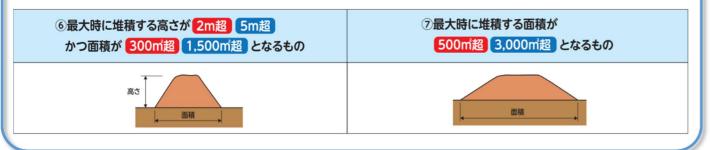
届出対象工事

【宅地造成又は特定盛土等に関する工事】





【一時的な土石の堆積に関する工事】



届出に必要な書類

【宅地造成又は特定盛土等に関する工事】

- 赤文字 の規模の場合は省令別記様式第十五の届出書
- 青文字 の規模の場合は省令別記様式第十五の届出書と以下の図面等

図面等の名称	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺,方位,道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺,方位及び土地の境界線	等高線は,2メートルの標高
		差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土	植栽、芝張り等の措置を行う
	 をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、	必要がない場合は、その旨を
	排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドア	付すること。
	ンカーその他の土留の位置	
写真	届出地及びその付近の状況	

【一時的な土石の堆積に関する工事】

- 赤文字 の規模の場合は省令別記様式第十六の届出書
- 青文字 の規模の場合は省令別記様式第十六の届出書と以下の図面等

	T	
図面等の名称	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺,方位,道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺, 方位及び土地の境界線	等高線は,2メートルの標高
		差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の	
	 一を超える土地における堆積した土石の崩壊を	
	防止するための措置を講ずる位置及び当該措置	
	の内容、空地の位置、柵その他これに類するもの	
	を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排	
	除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並	
	びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防	
	止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	
写真	届出地及びその付近の状況	